

3. 景観基本構想の推進に関すること

経緯

平成 6～10 年度に実施された木曾広域景観形成計画策定調査の結果を基に、木曾景観形成ガイドブック『木曾らしい風景をつくる』を平成 13 年度に発刊した。このガイドブックは、広域圏としての施策と推進体制を提案しており、景観形成の指針となるものである。

また、平成 9 年度から統一したデザインで案内する広域サイン、町村サインなどの公共サイン整備事業を実施し、木曾路のイメージアップが図られてきた。

現状と課題

美しい景観は、地域の「社会的共通資本」であり、そこに住む者へ豊かな生活感や安らぎをもたらすだけでなく、産業や観光にとっても重要な資源である。

したがって、これからの景観形成事業は、地域住民や行政、各種団体等、多様な主体の「参加」と「連携」のもとで推進されなければならない。地域住民、行政、事業者等が景観形成への認識を更に深めるための取り組みを継続する必要がある。

平成 16 年には、国の景観に対する基本理念を明文化し、具体的な規制や支援措置を規定した「景観法」が成立している。今後の課題として、法整備の進展に基づく景観計画、景観条例に関する調査研究、景観形成住民協定締結の促進がある。

また、平成 19 年に国土交通省が進める国民的な原風景を創成する運動を促す取り組みとして「日本風景街道」がスタートし、現在全国で 127 ルートが選定されている。木曾地域でも『このころのふるさと“木曾路”中山道』が選定され、今後の景観形成に対する住民の意識高揚と美しい木曾路景観の保全に向けた様々な活動が推進されている。

今後の方針

美しい自然や歴史的・文化的資源を活かし、町村間の景観行政の調整を図り、統一的なコンセプトで木曾らしい沿道景観、商業空間、居住空間を形成することにより、地域住民はもとより、他地域から訪れる人々が、美しさと安らぎを感じる木曾の地域づくりを目指す。

施策

- ① 景観法に基づいた景観計画の策定に関する調査研究
- ② 景観条例の制定に関する調査研究
- ③ 景観に対する住民への啓発と住民協定締結の促進
- ④ 「日本風景街道」事業との連携